

# 白山市景観計画 手続の手引き

平成 23 年 4 月

最終更新：令和 4 年 4 月

石川県白山市

## 目 次

<b>1. 手続きの流れ</b> . . . . .	<b>1</b>
<b>2. 白山市景観計画の区域</b> . . . . .	<b>3</b>
<b>3. 届出等が必要な行為</b> . . . . .	<b>4</b>
(1) 届出等対象行為 . . . . .	4
(2) 届出等の対象外となる行為 . . . . .	5
(3) 届出等対象行為の解説 . . . . .	7
<b>4. 景観形成基準の解説</b> . . . . .	<b>10</b>
(1) 景観形成基準 . . . . .	10
(2) 基準の解説 . . . . .	13
<b>5. 様式等</b> . . . . .	<b>29</b>
(1) 様式 . . . . .	29
(2) 添付図書 . . . . .	29
(3) 提出部数 . . . . .	30
<b>6. お問い合わせ・事前相談先</b> . . . . .	<b>40</b>

### <改訂履歴>

- ・ 2015 (H27). 4. 1            白山白川郷ホワイトロードへの名称変更を反映 (P. 3)
- ・ 2016 (H28). 4. 1            電気通信事業法の改正に伴う届出対象工作物の変更 (P. 4)
- ・ 2022 (R4). 4. 1            押印廃止に伴う様式変更 (P. 31～34)

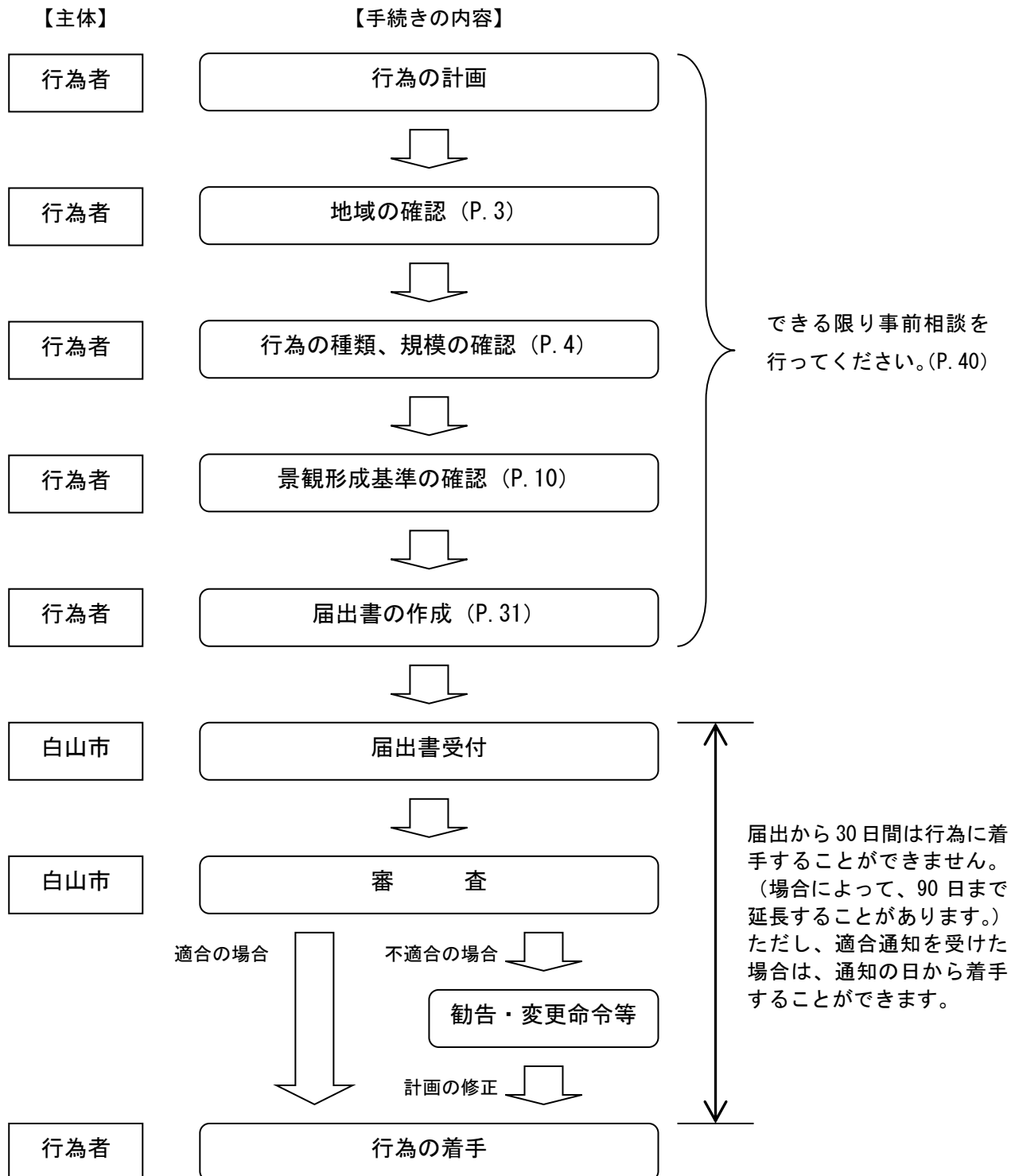
# 1

## 手続きの流れ

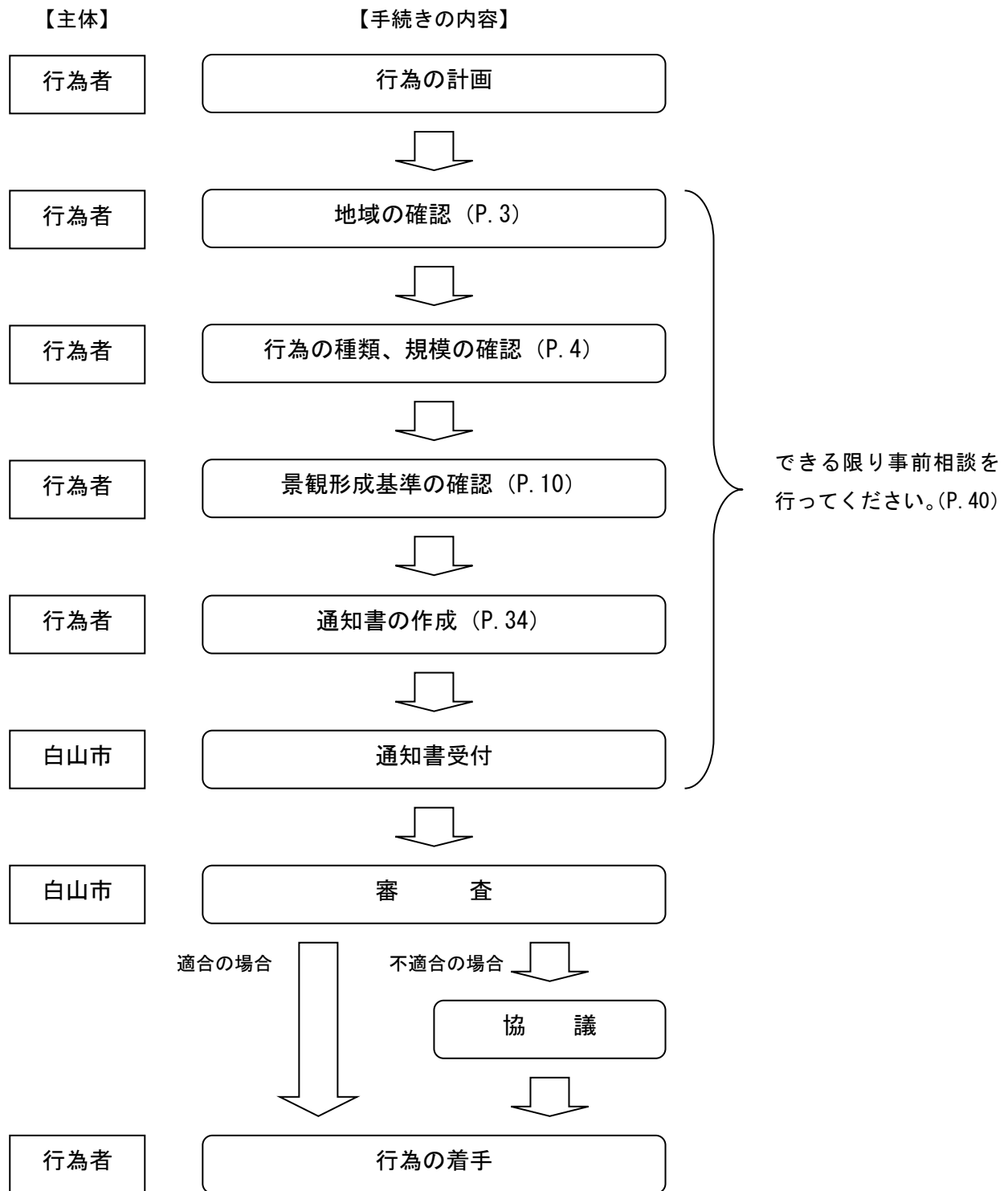
白山市景観計画の区域内では、地域に応じて、一定規模を超える行為をしようとする場合は、あらかじめ届出又は通知<sup>※1</sup>（以下「届出等」という。）が必要です。

※1 国、県又はその各市町が行為を行う場合は通知となります。

### 1) 届出の場合



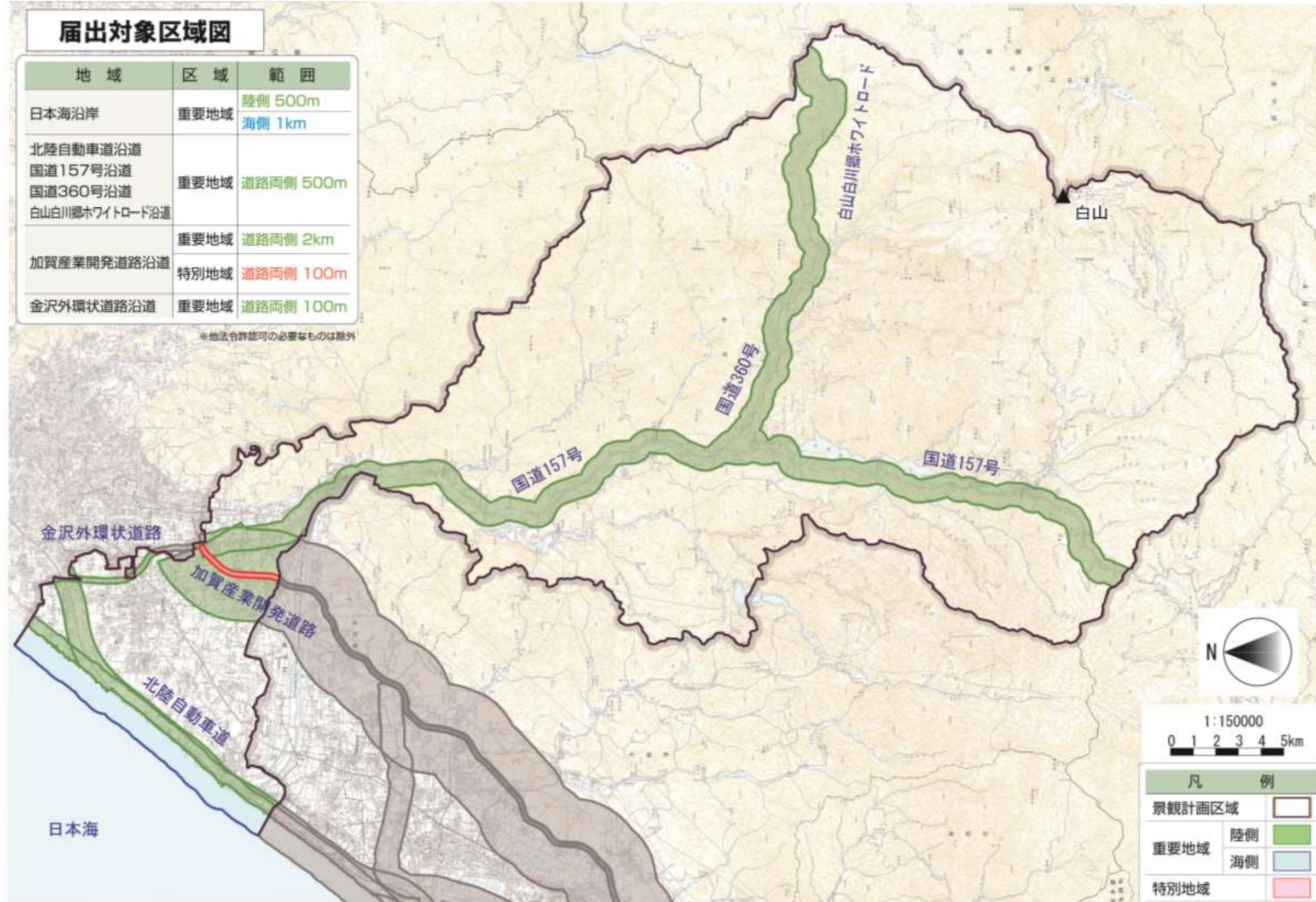
2) 通知の場合（行為者が国又は石川県の場合）



## 2 白山市景観計画の区域

白山市景観計画では、市全域を景観計画区域とし、地域の特性に応じて、重要地域、特別地域、重点地区を指定しています。  
 ※詳細の図面については、白山市担当課で閲覧できます。

白山市景観計画区域全図



## (1) 届出等対象行為

次の表に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ届出等が必要となります。

行為の種類	届出等対象規模			
	景観計画区域	重要地域	特別地域	重点地区
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更 (建築物の建築等)	高さが13mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの	高さが13mを超えるもの又は建築面積が500㎡を超えるもの	高さが10mを超えるもの又は建築面積が200㎡を超えるもの	すべて
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更※ (工作物の建設等)	高さが13mを超えるもの	高さが13mを超えるもの	高さが13mを超えるもの	
開発行為 (都市計画法第4条第12項に規定するもの)	開発面積が10,000㎡を超えるもの	開発面積が10,000㎡を超えるもの	開発面積が3,000㎡を超えるもの	開発面積が1,500㎡を超えるもの

※工作物が建築物と一体となって設置される場合、地盤面からの合計高さを規定高さとする。

## 届出等の対象となる工作物

- ① 煙突
- ② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざお、架空電線路用、電気事業者の保安通信設備用除く)
- ③ 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ④ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ⑤ 擁壁
- ⑥ 乗用エレベーター、エスカレーターで観光のためのもの
- ⑦ ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ⑧ メリーゴーランド、観覧車、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- ⑨ コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- ⑩ 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
- ⑪ 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設
- ⑫ 築造面積が300㎡を超える自動車車庫の用に供する立体的駐車場施設
- ⑬ 門、塀その他これに類するもの

注：道路附帯施設(道路標識、街路灯など)は、工作物に含まれません。

(2) 届出等の対象外となる行為

(1) に掲げる行為のうち、以下のいずれかに該当するものは届出等の対象外となります。

1) 次の表に掲げる行為

行為の種類	根拠条項※
地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等	政令第8条第1項第1号
仮設の工作物の建設等	政令第8条第1項第2号
法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為	政令第8条第1項第4号イ
仮設の建築物の建築等	条例第12条第4項第1号
建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10㎡以下のもの	規則第6条第3項第1号
建築物等の外観が変更となる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10㎡以下のもの	規則第6条第3項第2号
工作物の新設、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の高さが、1.5m以下のもの	規則第6条第3項第3号

※ 法：景観法

政令：景観法施行令

条例：白山市景観条例

規則：白山市景観条例施行規則

2) 次の法令等による許可等を受けて行う行為

法令等	行為の種類	根拠条項※
自然公園法	国立公園内における公園事業の認可	規則第6条第1項第1号
	国立公園内の特別地域、特別保護地区における行為の許可	
	上記地域・地区において国等が行う行為の協議	
ふるさと石川の環境を守り育てる条例	自然環境保全地域の特別地域における行為の許可	規則第6条第1項第2号
	上記地域において国等が行う行為の協議	
	県立自然公園内における公園事業の認可	

法令等	行為の種類	根拠条項※
文化財保護法	重要文化財の現状変更等の行為の許可	政令第10条第1項第3号
	重要有形民俗文化財の現状変更等の行為の届出	
	史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の許可	
	関係省庁の所管する重要有形民俗文化財等の現状変更等の行為の通知	
	関係省庁の所管する重要文化財等の現状変更等の行為の同意	
	重要文化財の修理の届出	規則第6条第1項第3号
	史跡名勝天然記念物の修復の届出	
	重要文化的景観の現状変更等の行為に係る届出	
石川県文化財保護条例	県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の許可	規則第6条第1項第4号
	県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の修理の届出	
白山市文化財保護条例	市指定有形文化財及び市指定記念物の復旧、修理又は保全の届出	規則第6条第1項第5号
	市指定有形文化財及び市指定記念物の現状変更の行為許可	
白山市伝統的建造物群保存地区保存条例	保存地区内における建築物等の新築、増築、改築、外観の変更等の行為許可	規則第6条第1項第6号
屋外公告物	屋外広告物法第4条又は第5条の規定に基づく条例に適合する屋外広告物の表示等	政令第10条第1項第4号

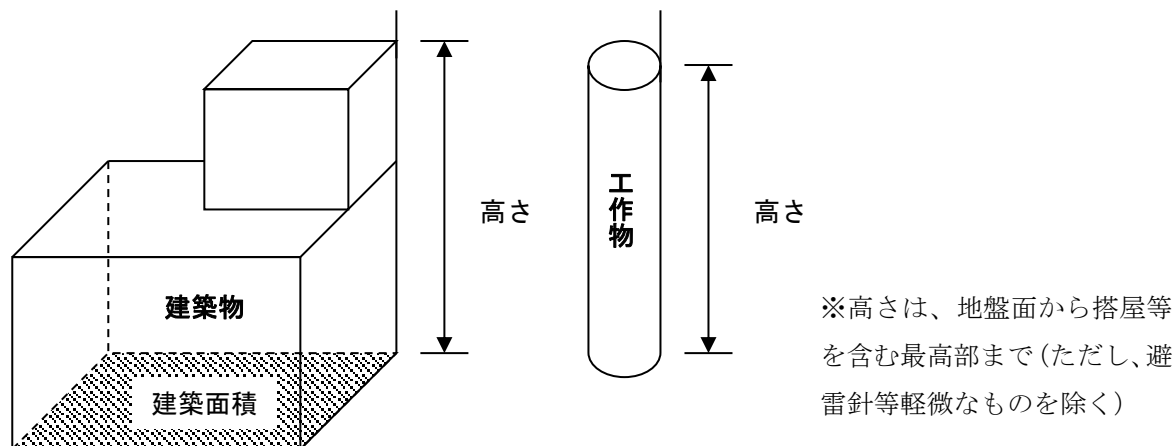
### 3) 次に掲げる行為

- ・非常災害のための必要な応急措置として行う行為（法第16条第7項第2号）
- ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（政令第8条第4号イ）
- ・その他景観法第16条第7項に掲げる行為



### (3) 届出等対象行為の解説

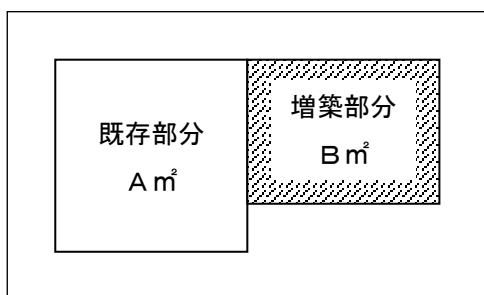
#### ■ 建築物等の新築の場合



#### ■ 建築物等の増築の場合

(例) 景観計画区域(届出対象が建築面積 1,000 m<sup>2</sup>又は高さ 13m超)の場合。その他の地域については、P.4を参照。

同一棟の増築の場合は、合計の建築面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超える場合、届出の対象となります。ただし、増築部分の床面積が 10 m<sup>2</sup>以下の場合には対象外です。また、景観形成基準は増築部分のみ適用となります。

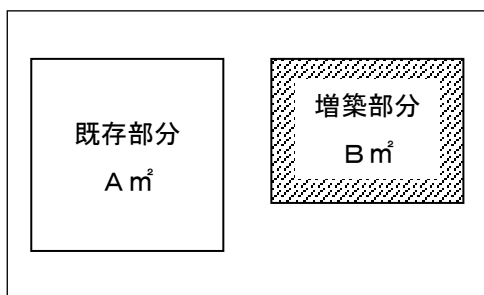


$A + B > 1,000 \text{ m}^2 \rightarrow$  届出必要

$A + B \leq 1,000 \text{ m}^2 \rightarrow$  届出不要

※ 増築部分の床面積が 10 m<sup>2</sup>以下の場合には届出不要

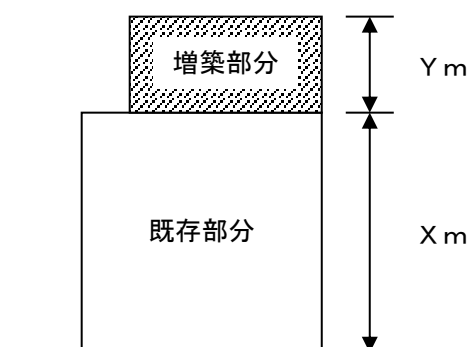
別棟の増築の場合は、増築部分の建築面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超える場合、届出の対象となります。景観形成基準は増築部分のみ適用となります。



$B > 1,000 \text{ m}^2 \rightarrow$  届出必要

$B \leq 1,000 \text{ m}^2 \rightarrow$  届出不要

既存建築物の上部に増築する場合は、合計の高さが 13mを超える場合、届出の対象となります。ただし、増築部分の床面積が 10 m<sup>2</sup>以下の場合には対象外です。また、景観形成基準は増築部分のみ適用となります。



$X + Y > 13\text{m}$  → 届出必要

$X + Y \leq 13\text{m}$  → 届出不要

※増築部分の床面積が 10 m<sup>2</sup>以下の場合には届出不要

既存建築物に添って増築する場合は、既存部分又は増築部分の高さが 13mを超える場合、届出の対象となります。ただし、増築部分の床面積が 10 m<sup>2</sup>以下の場合には対象外です。また、景観形成基準は増築部分のみ適用となります。



$X > 13\text{m}$  又は  $Y > 13\text{m}$  → 届出必要

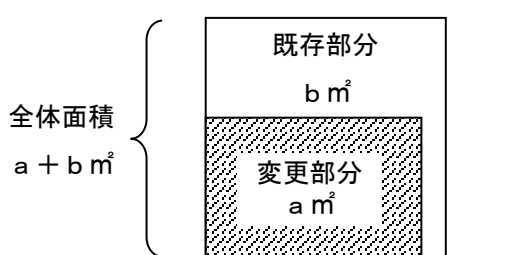
$X \leq 13\text{m}$  かつ  $Y \leq 13\text{m}$  → 届出不要

※増築部分の床面積が 10 m<sup>2</sup>以下の場合には届出不要

### ■ 建築物等の外観変更の場合

(例) 景観計画区域 (届出対象が建築面積 1,000 m<sup>2</sup>又は高さ 13m超) の場合。その他の地域については、P. 4 を参照。

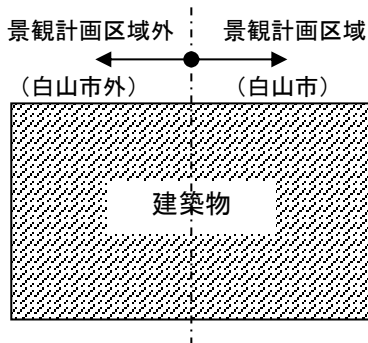
外観の変更となる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の場合は、届出の対象となります。ただし、変更部分の面積が 10 m<sup>2</sup>以下の場合には対象外です。また、景観形成基準は変更部分のみ適用となります。



※  $a \leq 10\text{ m}^2$  の場合には届出不要

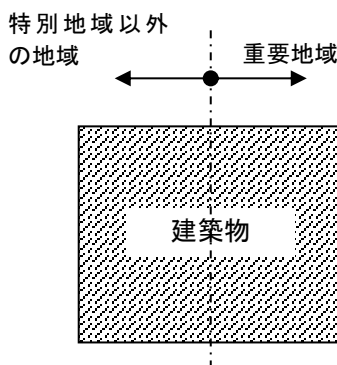
## ■ 行為が複数の区域にまたがる場合（建築物の場合）

行為が景観計画区域の内外にわたる場合は、建築面積が 1,000 m<sup>2</sup>又は高さが 13mを超える場合、届出の対象となります。ただし、景観形成基準は景観計画区域内のみ適用となります。



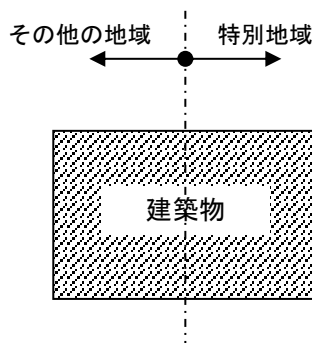
建築面積 > 1,000 m<sup>2</sup>  
又は高さ > 13m → 届出必要  
建築面積 ≤ 1,000 m<sup>2</sup>  
かつ高さ ≤ 13m → 届出不要

行為が重要地域（特別地域を除く。）の内外にわたる場合は、建築面積が 500 m<sup>2</sup>又は高さが 13mを超える場合、届出の対象となります。ただし、景観形成基準はそれぞれの地域の基準が適用となります。



建築面積 > 500 m<sup>2</sup>  
又は高さ > 13m → 届出必要  
建築面積 ≤ 500 m<sup>2</sup>  
かつ高さ ≤ 13m → 届出不要

行為が特別地域の内外にわたる場合は、建築面積が 200 m<sup>2</sup>又は高さが 10mを超える場合、届出の対象となります。ただし、景観形成基準はそれぞれの地域の基準が適用となります。



建築面積 > 200 m<sup>2</sup>  
又は高さ > 10m → 届出必要  
建築面積 ≤ 200 m<sup>2</sup>  
かつ高さ ≤ 10m → 届出不要

建築物の建築等の行為が周辺の景観と調和するよう、景観形成基準を次のとおり定めます。

### (1) 景観形成基準

#### 1) 建築物・工作物（○は重要地域で追加する基準、◎は特別地域で追加する基準）

項目	景観形成基準	参照頁
位置 ・ 規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路等の公共施設に接する敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間を創出するよう配慮する。</li> </ul>	P. 13
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地が角地となる場合は、隅切りや低木の植栽などにより、角部分にゆとりを持つよう配慮する。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地に附属建築物、工作物、屋外駐車場などを設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等と調和するよう配慮する。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鉄塔などを設置する場合は、自然林などで隠される場所の選定や生垣・中高木の植栽により景観を保全するよう配慮する。</li> </ul>	P. 14
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鉄塔などを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう配慮する。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鉄塔などを設置する場合は、必要な理由を明確に説明できる場所を基本とする。</li> </ul>	
	○ 優れた自然景観を背景とする敷地については、眺望点からの景観を損なうことのないよう、眺望に配慮した位置とする。	
	○ 敷地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とする。	P. 15
高さ	○ 調和のとれたまちなみの連続性又は統一性が尊重されている地区においては、道路側の壁面位置や外観をできる限りそろえるなど、良好なまちなみ景観を形成するよう配慮する。	
	○ 山並みや海岸線など、自然の風景を広範囲に遮らないような位置・高さとする。	
	◎ 隣接する空閑地（オープンスペース）との連続性を確保し、一体的な空間を確保するよう配慮する。	P. 16
形態 ・ 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鉄塔などを設置する場合は、既設建築物の利用、隣接地の利用、または法面を利用し柱部の高さを抑え、景観影響が小さくなるよう配慮する。</li> </ul>	P. 16
	◎ 田園、市街地景観エリアでは、周辺環境から突出しない高さとする。	
形態 ・ 意匠	◎ 優れた自然などの眺望景観を阻害しない高さとする。	P. 17
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。</li> </ul>	P. 17
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市街地景観エリアにおいては、魅力ある都市景観を創出するよう配慮する。</li> <li>● 長大な壁面はできる限り避け、分節したり陰影をつけるなど、周囲へ圧迫感を与えないよう配慮する。</li> </ul>	P. 18

項目	景観形成基準	参照頁
形態 ・ 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外壁及び屋上に設ける設備は、露出しないように努め、当該建築物との一体性を確保するよう配慮する。</li> </ul>	P. 18
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋外階段、ベランダ等は本体建築物と一体化するなど、違和感のない、まとまりのある形態とするよう配慮する。</li> </ul>	P. 19
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ベランダ等は、洗濯物が外部から直接見えにくい形態意匠とするよう配慮する。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自然景観の優れた場所では、自然景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の個性、伝統を活かした形態意匠とするよう配慮する。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域のランドマークとなる建物は、個性的で親しみと風格を感じさせるよう配慮する。</li> </ul>	P. 20
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 山間地、田園景観エリアにおいて勾配屋根とするなど、周囲と調和のとれた形態とするよう配慮する。</li> </ul>		
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避けて、周囲の景観と調和するよう配慮する。</li> </ul>	P. 20
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地内の屋外設備、工作物及び附帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周囲と調和するよう配慮する。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。</li> </ul>	P. 21
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域になじんだ色彩等がある場合には、地域にふさわしい色調となるよう配慮する。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 優れた自然景観の中では、自然の色彩と調和するよう配慮する。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（い）欄のとおりとする。</li> </ul>	P. 22
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（ろ）欄のとおりとする。</li> </ul>		
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周辺景観と調和した材料を使用するよう配慮する。</li> </ul>	P. 22
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料を使用するよう配慮する。</li> </ul>	P. 23
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観と調和するよう配慮する。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用するよう配慮する。</li> </ul>	
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地内はできる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生垣を基本とし、植栽するよう配慮する。</li> </ul>	P. 23
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう配慮する。</li> </ul>	P. 24

項目	景観形成基準	参照頁
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内の緑化に努め、建築物等による圧迫感及び突出感を和らげるよう配慮する。</li> </ul>	P. 24
	○ 地域になじんだ樹木がある場合には、できる限りその樹種を選んで植栽するよう配慮する。	
	○ 地域の環境に適した在来種を選定するなど、周辺の植生と調和するよう配慮する。	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、その周囲は、生垣等を設けて植栽するよう配慮する。</li> </ul>	P. 25
	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同のごみ置場は、植栽等により道路から直接見通せないよう配慮する。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。</li> </ul>	P. 26
	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為の実施期間中は、地域周囲の緑化や工事堀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮蔽に努める。</li> </ul>	
	○ 既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。	

## 2) 開発行為

項目	景観形成基準	参照頁
盛土 ・ 切土	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸線や山並みを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。</li> </ul>	P. 27
	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然など既存の地形を活かした計画となるよう配慮する。</li> </ul>	
のり面	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模なり面が生じないよう配慮する。</li> </ul>	P. 28
	<ul style="list-style-type: none"> <li>擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観と調和するよう配慮する。</li> </ul>	
植栽等	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観に配慮した植栽計画とする。</li> </ul>	

別表2 色彩の数値基準（JIS Z 8721による）

	(い) 景観計画区域	(ろ) 特別地域		
		0. 1R～5Y	5. 1Y～10Y	その他
色相	全色相	0. 1R～5Y	5. 1Y～10Y	その他
明度	8. 5以下	3～8. 5	3～8. 5	3～8. 5
彩度	6以下	6以下	4以下	2以下

ただし、次に掲げる場合には適用しない。

- ① 表面に着色しない素材を使用する場合
- ② 見付面積の5分の1未満の範囲内で、外壁のアクセント色とする場合
- ③ 他法令の規定によりこれ以外の色彩とする場合
- ④ その他必要と認める場合

## (2) 基準の解説

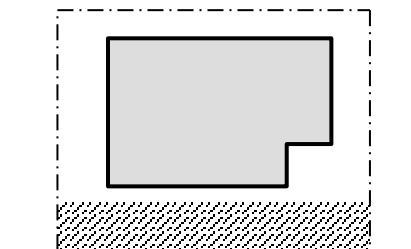
### 1) 建築物・工作物

#### ①位置・規模

- ・道路等の公共施設に接する敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間を創出するよう配慮する。

#### 【解説】

道路や公園など多くの人々が利用する空間に接する建築物等は圧迫感や威圧感を与える場合があります。そのため、建築物等を後退させ、植栽や空地を設けることによって、圧迫感を軽減し、ゆとりのある空間を創出する配慮が必要です。

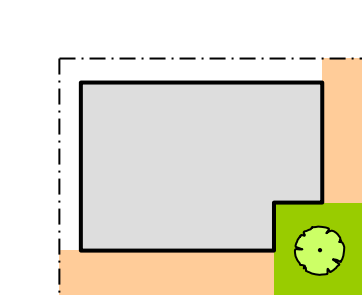


壁面後退により道路側空間を確保する。

- ・敷地が角地となる場合は、隅切りや低木の植栽などにより、角部分にゆとりを持つよう配慮する。

#### 【解説】

街角スペースは、特にゆとりや潤いを創出する空間です。そのため、敷地が角地となる場合は、角地に空地を設けることによって、見通しを確保するとともに、ゆとりのある空間を創出する配慮が必要です。

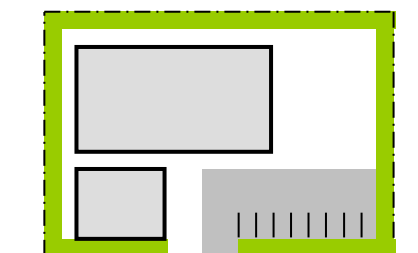


街角スペースを確保する。

- ・敷地に附属建築物、工作物、屋外駐車場などを設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等と調和するよう配慮する。

#### 【解説】

ひとつの敷地に設けられた多くの建築物等は、雑然とした印象を与える場合があります。そのため、集約したり、壁面の位置や高さを揃えるなどの配慮が必要です。

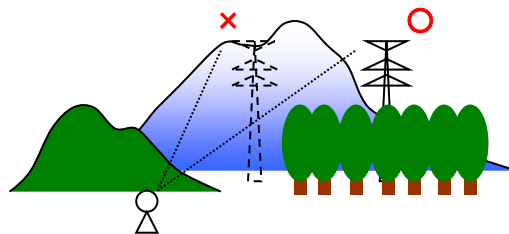


壁面や駐車場の位置を揃える。

- ・ 鉄塔などを設置する場合は、自然林などで隠される場所の選定や生垣・中高木の植栽により景観を保全するよう配慮する。

**【解説】**

高さのある鉄塔などは、設置する場所によっては非常に目立つ工作物となります。そのため、設置する際には、自然林などが目隠しとなる場所を選ぶことや、足元などに生垣・中高木を植栽し、周辺の景観に調和するよう配慮が必要です。



自然林などで目隠しする。

- ・ 鉄塔などを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう配慮する。

**【解説】**

複数の鉄塔などが個々に建ち並ぶ景観は、周辺に雑然とした印象を与える場合があります。そのため、関連事業者が協議し、鉄塔などを共同設置するなどの配慮が必要です。

- ・ 鉄塔などを設置する場合は、必要な理由を明確に説明できる場所を基本とする。

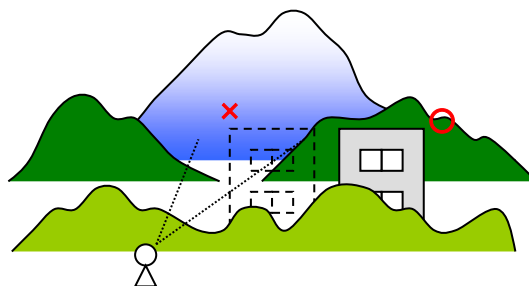
**【解説】**

高さのある鉄塔などは、様々な場所から見通すことができます。そのため、どのようにして設置場所を選定したのか、理由をはっきりさせておくことが必要です。

- 優れた自然景観を背景とする敷地については、眺望点からの景観を損なうことのないよう、眺望に配慮した位置とする。

**【解説】**

優れた自然景観の眺望は、特に重要な景観のひとつです。そのため、観光地など主要な視点場からの景観を阻害しないよう、その位置に配慮することが必要です。



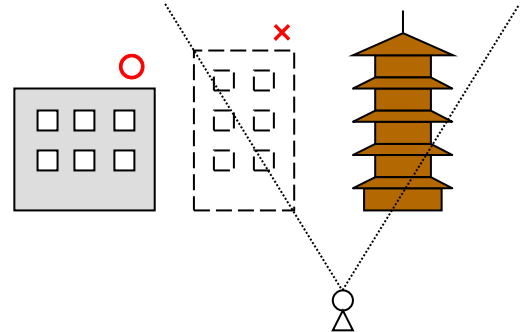
主要な視点場からの眺望を確保する。



○敷地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とする。

【解説】

歴史的建造物や文化財などは地域の重要な景観資源です。そのため、建造物などからできるかぎり離すなど、景観資源を活かす配慮が必要です。

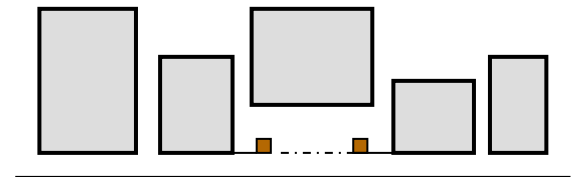


歴史的建造物等からできる限り離す。

○調和のとれたまちなみの連続性又は統一性が尊重されている地区においては、道路側の壁面位置や外観をできる限りそろえるなど、良好なまちなみ景観を形成するよう配慮する。

【解説】

歴史的な街並みや街路景観の整っている地域の景観は、その連続性などによって構成されています。そのため、壁面の位置を揃えたり、空地を設ける際には門や塀を設けるなどの配慮が必要です。

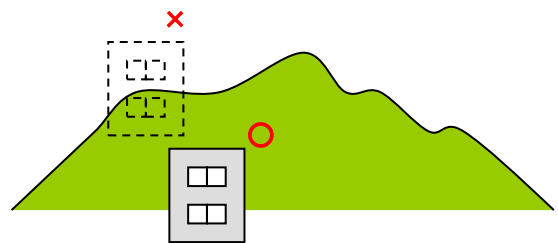


壁面を揃えたり、セットバックする際は門や塀を設置する。

○山並みや海岸線など、自然の風景を広範囲に遮らないような位置・高さとする。

【解説】

山並みや海岸線など自然の風景は、その地域を代表する景観のひとつです。そのため、それらを広範囲に切らないように尾根から離して配置したり、高さを抑える配慮が必要です。

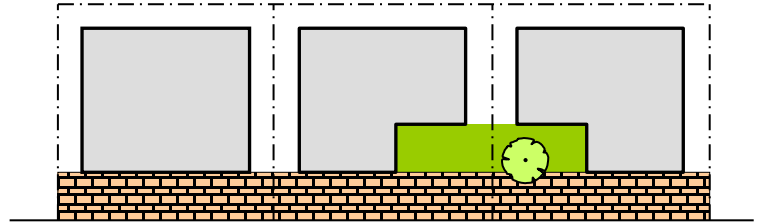


尾根から離れた位置とする。

◎隣接する空地（オープンスペース）との連続性を確保し、一体的な空間を確保するよう配慮する。

【解説】

隣接する空地はゆとりや潤いを創出する一方で、バラバラに後退すると統一感のない街並みとなってしまいます。そのため、隣接する空地との連続性に配慮して一体感のあるものとする配慮が必要です。



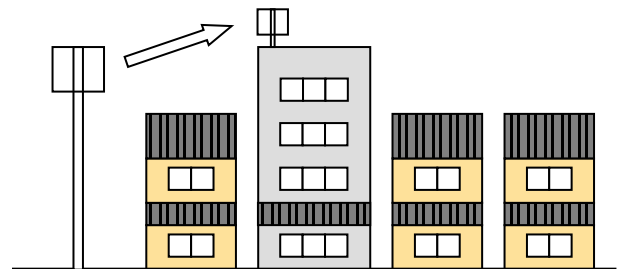
オープンスペースの仕上げを揃えたり、一体的な利用を図る。

②高さ

・鉄塔などを設置する場合は、既設建築物の利用、隣接地の利用、または法面を利用し柱部の高さを抑え、景観影響が小さくなるよう配慮する。

【解説】

高さのある鉄塔などは、設置する場所によっては非常に目立つ工作物となります。そのため、設置する際には、既設の建築物、隣接地、法面などを利用して柱部の高さを抑え、周辺の景観から突出しないよう配慮が必要です。

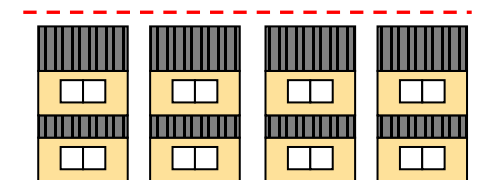


既設の建築物などを利用して設置する。

◎田園、市街地景観エリアでは、周辺環境から突出しない高さとする。

【解説】

田園、市街地景観エリアにおいて、周辺と調和していない高層建築物などの立地は、地域の景観を大きく変えてしまうことがあります。そのため、地域の景観特性を十分に捉え、周辺と調和した高さとする配慮が必要です。

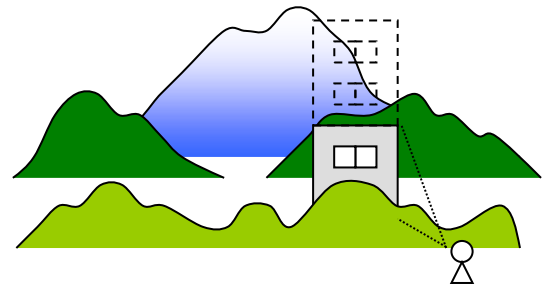


建築物等の高さを揃える。

◎優れた自然などの眺望景観を阻害しない高さとする。

**【解説】**

優れた自然景観の眺望は、特に重要な景観のひとつです。そのため、自然景観を阻害しないよう、建築物等の高さに配慮する必要があります。



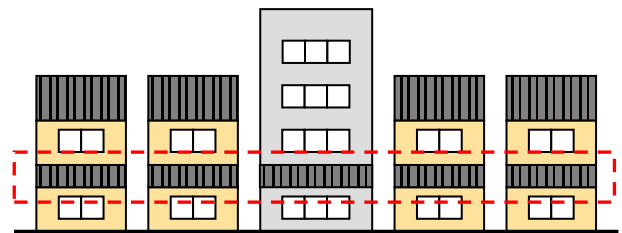
建築物等の高さを抑える。

**③形態・意匠**

・周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。

**【解説】**

建築物などの形態や意匠が単独で優れていても、周辺と調和していない場合は地域の景観を大きく変えてしまうことがあります。そのため、地域の景観特性を十分に捉え、周辺と調和した形態や意匠とする配慮が必要です。



低層部の形態を地域の個性と揃える。

・市街地景観エリアにおいては、魅力ある都市景観を創出するよう配慮する。

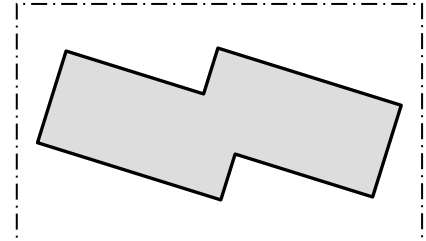
**【解説】**

市街地景観エリアには、賑わいや人々が集う魅力が必要です。そのため、その魅力ある都市景観の創出に寄与するような形態や意匠とする配慮が必要です。

- ・長大な壁面はできる限り避け、分節したり陰影をつけるなど、周囲へ圧迫感を与えないよう配慮する。

**【解説】**

長大な壁面は、周囲に圧迫感を与えることがあります。そのため、分節や雁行したり、上部をセットバックさせるなどの配慮が必要です。

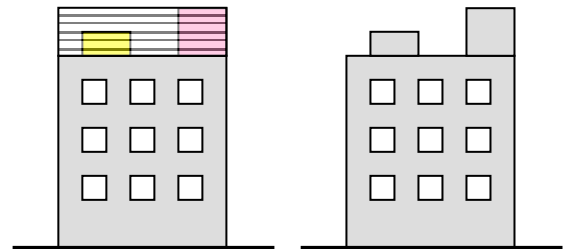


雁行により圧迫感を和らげる。

- ・外壁及び屋上に設ける設備は、露出しないように努め、当該建築物との一体性を確保するよう配慮する。

**【解説】**

エアコンの屋外機や高架水槽などは、ルーバーを設けたり、建築物の中に設置するなどの配慮が必要です。やむをえない場合は建築物と同色で塗装するなど、一体性を確保する配慮が必要です。

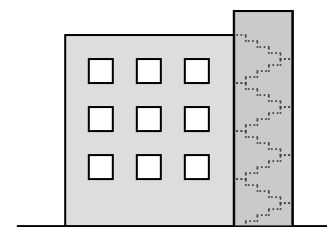


ルーバーを設けたり、同色で塗装する。

- ・屋外階段、ベランダ等は本体建築物と一体化するなど、違和感のない、まとまりのある形態とするよう配慮する。

**【解説】**

屋外階段やベランダなどが建築物から大きく突出しているものはまとまりがなく、煩雑な印象を与える場合があります。そのため、建築物と一体化したデザインなど全体としてのまとまりに配慮する必要があります。

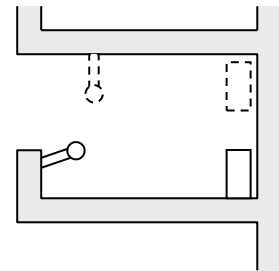


建物と同じデザインで屋外階段を取り込む。

・ベランダ等は、洗濯物が外部から直接見えにくい形態意匠とするよう配慮する。

**【解説】**

屋外階段やベランダなどが建築物から大きく突出しているものはまとまりがなく、煩雑な印象を与える場合があります。そのため、建築物と一体化したデザインなど全体としてのまとまりに配慮する必要があります。



物干しや屋外機を外部から見えにくい位置とする。

○自然景観の優れた場所では、自然景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。

**【解説】**

自然景観の優れた場所では、無機質な形態や奇抜な意匠はそぐわないものとなります。そのため、自然環境と調和した形態や意匠とする配慮が必要です。

○地域の個性、伝統を活かした形態意匠とするよう配慮する。

**【解説】**

それぞれの地域にはその個性や伝統による景観があります。そのため、それらに配慮した形態や意匠とする配慮が必要です。

○地域のランドマークとなる建物は、個性的で親しみと風格を感じさせるよう配慮する。

**【解説】**

地域のランドマークとなる建物は、地域住民だけでなく、観光客など広く視線を集めるものです。そのため、周辺との調和だけでなく、シンボルとしての親しみや風格を感じさせる配慮が必要です。

○山間地、田園景観エリアにおいて勾配屋根とするなど、周囲と調和のとれた形態とするよう配慮する。

**【解説】**

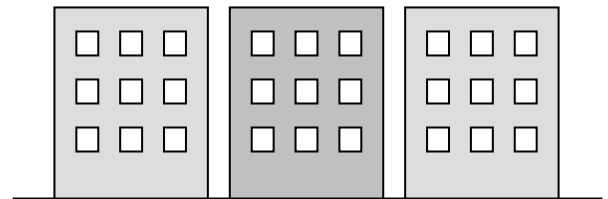
山間地、田園景観エリアでは勾配屋根などによる街並みが広がっています。そのため、周辺と調和した形態とする配慮が必要です。

**④形態・意匠（色彩）**

・落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避けて、周囲の景観と調和するよう配慮する。

**【解説】**

建築物等の色彩は景観に与える影響が大きく、周辺と大きく異なる色を用いると違和感を与えます。そのため、彩度の高い色の使用を控え、周辺と類似した色彩を使用するなどの配慮が必要です。

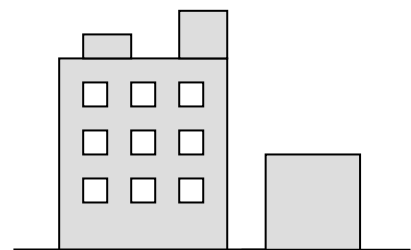


周辺と類似した低彩度の色彩とする。

・敷地内の屋外設備、工作物及び付帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周囲と調和するよう配慮する。

**【解説】**

敷地内の屋外設備や付帯建築物などが本体の建築物と極端に異なる色彩を用いると落ち着きのないものとなることがあります。そのため、建築物と同色で塗るなどの配慮が必要です。

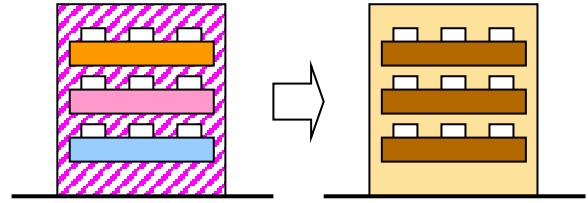


工作物や付帯建築物の色彩を揃える。

○多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。

**【解説】**

色彩の組み合わせやその量、部位によっては景観を損ねることがあります。そのため、配色や使用する部位などを十分に配慮する必要があります。

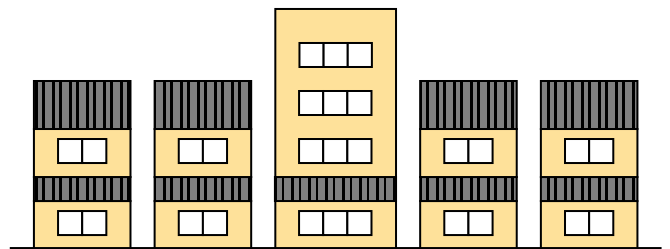


色の数や調和、バランスに配慮する。

○地域になじんだ色彩等がある場合には、地域にふさわしい色調となるよう配慮する。

**【解説】**

歴史的な街並みなどで、鮮やかな色彩を用いると落ち着きのないものとなる場合があります。そのため、地域になじんだ色彩を用いて、地域にふさわしいものとする配慮が必要です。

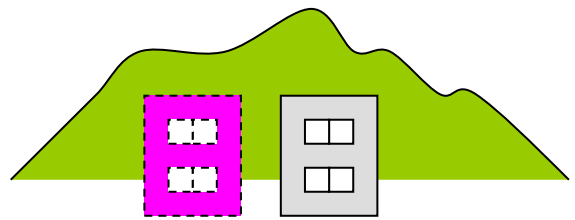


地域になじんだ色彩とする。

○優れた自然景観の中では、自然の色彩と調和するよう配慮する。

**【解説】**

自然景観の中では彩度の高い色彩などを使用すると違和感を与えることがあります。そのため、彩度を抑えるなどの配慮が必要です。



自然景観に調和した低彩度の色彩とする。

- ・建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（い）欄のとおりとする。
- ◎建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（ろ）欄のとおりとする。

**【解説】**

外観の基調色として使用する色彩は、マンセル値<sup>※</sup>を用い、別表2（P.12）のとおりとします。ただし、以下の場合は適用しません。

- ①表面に着色しない素材を使用する場合  
コンクリート、石、ガラス など
- ②見付面積の5分の1未満の範囲内で、外壁のアクセント色とする場合  
それぞれの立面につき、5分の1未満についてはこれによらないことができます。
- ③他法令の規定によりこれ以外の色彩とする場合  
航空法の規定による色彩 など
- ④その他必要と認める場合  
歴史的、文化的な事由等により、社会通念上認められている場合 など

**※マンセル値**

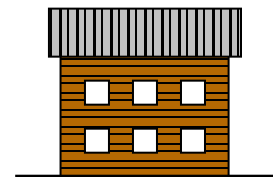
国際的な色彩の尺度である「マンセル表色系」の3つの属性である「色相（色あい）」、「明度（明るさ）」、「彩度（鮮やかさ）」を組み合わせる記号

**⑤材料**

- ・周辺景観と調和した材料を使用するよう配慮する。

**【解説】**

外壁などで用いる素材は建築物などのイメージに大きな影響を与えます。そのため、周辺と同質の素材を用いるなど、周辺景観との調和への配慮が必要です。



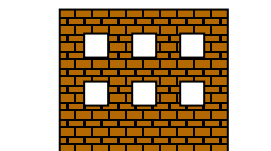
木材や瓦など周辺と調和した材料を使用する。



- ・長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料を使用するよう配慮する。

**【解説】**

時間の経過とともに趣が出る素材がある一方で、汚れや劣化などによって周辺の景観となじまなくなるものがあります。このため、汚れにくい素材や耐久性の高い素材の使用に配慮することが必要です。



タイルなど耐久性の高い材料を使用する。

- ・金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観と調和するよう配慮する。

**【解説】**

反射性の高い素材は、周辺に与える影響が大きいことがあります。そのため、反射性を抑えたり、向きを変えるなどの配慮が必要です。

- 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用するよう配慮する。

**【解説】**

それぞれの地域には自然素材や地場産材を使用した建築物などによる景観が見られます。これらの素材を使用することにより、周辺景観との調和に配慮することが必要です。

## ⑥植栽

- ・敷地内はできる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生垣を基本とし、植栽するよう配慮する。

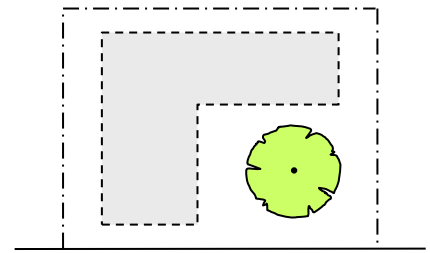
**【解説】**

敷地内に緑化を行うことで、ゆとりや潤いのある景観が創出されたり、周辺の自然景観との調和が図られます。また、周囲を囲う際には、無機質なフェンスやブロック塀など避け、生け垣を設けるよう配慮が必要です。

- ・ 樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう配慮する。

**【解説】**

長い年月をかけて成長した既存の樹木には、樹姿や樹勢が優れ、地域の資産となっていることがあるため、それらを保全し修景に活かす配慮が必要です。

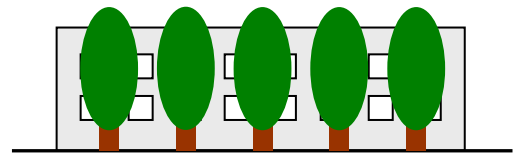


既存の樹木を活かした計画とする。

- ・ 敷地内の緑化に努め、建築物等による圧迫感及び突出感を和らげるよう配慮する。

**【解説】**

建築物等が樹木で隠れるような配置や樹種を選定することで、建築物等の圧迫感などを軽減する配慮が必要です。



植栽により圧迫感を和らげる。

- 地域になじんだ樹木がある場合には、できる限りその樹種を選んで植栽するよう配慮する。

**【解説】**

それぞれの地域には住民になじみのある樹木がある場合があります。そのため、その樹種を採用するなど、周辺と一体感のある植栽への配慮が必要です。

- 地域の環境に適した在来種を選定するなど、周辺の植生と調和するよう配慮する。

**【解説】**

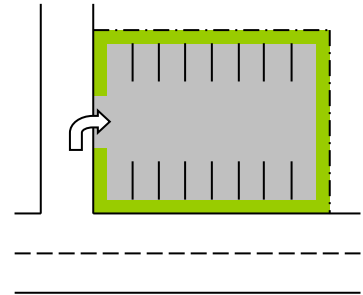
地域の環境に応じた在来種は、地域を代表する景観のひとつです。そのため、植栽にあたっては、できる限り在来種を活用する配慮が必要です。

## ⑦その他

- ・屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、その周囲は、生垣等を設けて植栽するよう配慮する。

### 【解説】

屋外駐車場は、アスファルトが大きな面積を占めるなど、殺風景な印象を与えることがあります。そのため、出入口を人通りの少ない道路に設けたり、周囲に生垣を設けて遮蔽する配慮が必要です。

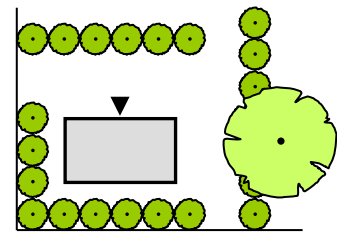


出入口を限定したり、周辺を緑化する。

- ・共同のごみ置場は、植栽等により道路から直接見通せないよう配慮する。

### 【解説】

共同のごみ置き場は見苦しいものである場合があります。そのため、植栽を行うことなどにより、通りから直接見通せないような配慮が必要です。

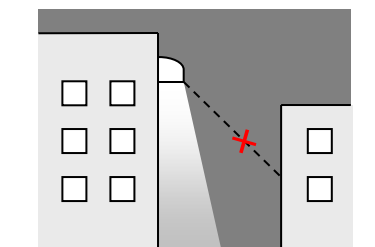


植栽により、ごみ置き場が通りから直接見えないようにする。

- ・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。

### 【解説】

屋外照明は安全上必要であり、賑やかさを演出する一面もありますが、過剰になると不快感を与えることがあります。そのため、光量を抑えたり、向きや色を配慮することが必要です。

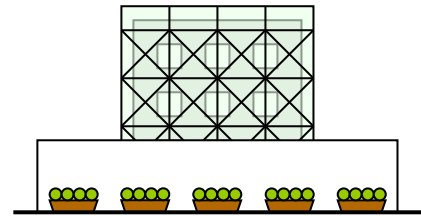


光量や向きに配慮する。

- ・ 行為の実施期間中は、地域周囲の緑化や工事塀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮蔽に努める。

**【解説】**

工事中においても周辺景観への配慮は必要です。そのため、周囲に植栽や工事塀を設けて隠蔽したり、デザインされた工事塀を設けるなどの配慮が必要です。

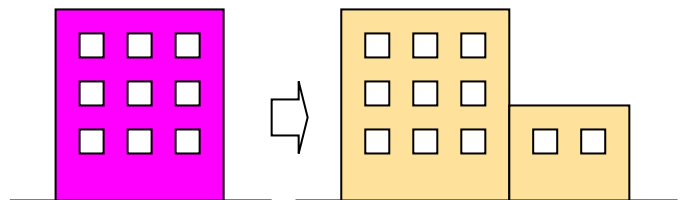


周囲に工事塀を設け、植栽等を行う。

- 既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。

**【解説】**

既存の建築物などが景観と調和していない場合は、機会を捉えてその度合いを軽減することが必要です。そのため、増築などの際に色を塗り替えたり、植栽を行うなどの配慮が必要です。



増築の機会に既存部分を塗り替える。

## 2) 開発行為

### ①盛土・切土

- ・ 海岸線や山並みを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。

#### 【解説】

地域に慣れ親しんだ地形の自然景観が大きく変化することで、良好な景観が損なわれる場合があります。そのため、現状の地形をできる限り残し、変化を少なくする配慮が必要です。

- ・ 土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。

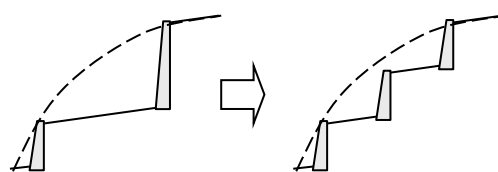
#### 【解説】

不整形な土地や細分化された土地は雑然とした印象を与えることがあります。そのため、できる限り整形な分割とし、すっきりとした印象を与える配慮が必要です。

- ・ 自然など既存の地形を活かした計画となるよう配慮する。

#### 【解説】

地域に慣れ親しんだ地形の自然景観が大きく変化することで、良好な景観が損なわれる場合があります。そのため、現状の地形をできる限り残し、変化を少なくする配慮が必要です。



盛土や切土をできるかぎり少なくする。

## ②のり面

- ・大規模なのり面が生じないように配慮する。

### 【解説】

大規模なのり面は周囲に圧迫感を与えることがあります。そのため、のり面を分割したり、勾配を緩やかにするなどの配慮が必要です。

- ・擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観と調和するよう配慮する。

### 【解説】

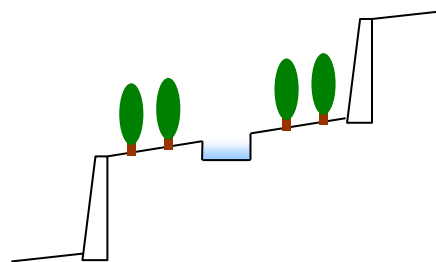
コンクリートなどで作られたのり面は自然景観と調和しないものになることがあります。そのため、石材を利用したり、緑化するなどの配慮が必要です。

## ③植栽等

- ・敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。

### 【解説】

敷地内にある既存の樹木や水路は地域に慣れ親しんだ自然景観であることがあります。そのため、それらをできるだけ保存したり移設するなど活用する配慮が必要です。



樹木や水路を保存する。

- ・景観に配慮した植栽計画とする。

### 【解説】

植栽は、その位置や樹種、本数などによって、周囲に与える印象が異なります。そのため、できる限り道路沿いに植栽するなどにより周囲の景観に配慮することが必要です。

## (1) 様式

- ・景観計画区域内における行為の届出書（市規則別記様式第1号）・・・P. 31
- ・景観計画区域内における行為の変更届出書（市規則別記様式第2号）・・・P. 33
- ・景観計画区域内における行為の通知書（市規則別記様式第3号）・・・P. 34
- ・チェックシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 36

## (2) 添付図書

行為の種類	図 書		
	種類	記載内容	備考
建築物の建築等 工作物の建設等	景観形成基準 チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況等	
	周辺見取図	1. 方位 2. 道路 3. 目標となる地物 4. 行為の位置	縮尺 2500分の1以上
	配置図	1. 方位 2. 敷地・建築物等の形状及び寸法（求積図） 3. 届出に係る建築物又は工作物と既存の 建築物又は工作物の位置 4. 隣接する道路の位置及び幅員 5. 植栽の位置、種類、高さ及び本数 6. 外構施設の位置、材料及び面積 7. 現況写真の撮影位置及び方向	縮尺 100分の1以上
	立面図	1. 各面の方位及び寸法（外観面積） 2. 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 3. 壁面及び屋根の仕上げ材料及び色彩	彩色及びマンセル値 を表示 縮尺 50分の1以上
	現況写真等	1. 行為の場所及びその周辺の状況 2. 行為後の状況	カラー写真等
	その他図書	参考となる事項	

※定められた縮尺で適切に表示できない場合は、規模に応じた縮尺としてください。

行為の種類	図 書		
	種類	記載内容	備考
開発行為 (都市計画法 第4条第12項)	景観形成基準 チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況等	
	周辺見取図	1. 方位 2. 道路 3. 目標となる地物 4. 行為の位置	縮尺 2500分の1以上
	現況図	1. 方位 2. 行為の区域 3. 周辺の土地利用の現況及び地形 4. 隣接する道路の位置及び幅員 5. 断面図に係る断面の位置及び方向 6. 現況写真の撮影位置及び方向	縮尺 2500分の1以上
	土地利用計画図	1. 方位 2. 行為後に設置する施設等の位置、種類及び規模 3. 行為後における植栽等の位置、種類及び規模 4. 行為中の遮蔽物の位置、種類、構造及び規模	縮尺 2500分の1以上
	断面図	行為の前後における行為の場所の縦断面及び横断面	縮尺 1000分の1以上
	現況写真等	1. 行為の場所及びその周辺の状況 2. 行為後の状況	カラー写真等
	その他図書	参考となる事項	

※定められた縮尺で適切に表示できない場合は、規模に応じた縮尺としてください。

### (3) 提出部数

正本、副本各1部

※行為者に適合通知書をお渡しする際、適合通知書に副本を添付してお渡します。



様式第1号（第5条関係）

（表）

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

（宛先）白山市長

届出者 住 所  
氏 名  
電話番号

景観法第16条第1項の規定により関係図書を添えて届け出ます。

1	行為の場所		地名及び地番	白山市				
	地域の別		<input type="checkbox"/> 重要地域（ <input type="checkbox"/> 特別地域）（ ） <input type="checkbox"/> 重点地区（ ）					
2	届出対象行為の種類及び設計又は施行方法	(1)建築物の建築等	内 容	新築・増築・改築・移転、外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）				
			用 途					
			区 分	届出部分	既存部分	合 計		
			敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
			建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
			延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
			外観面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
			高 さ	m	m	m		
			色 彩	外 観	色相（ ）／明度（ ）／彩度（ ）			
				屋 根	色相（ ）／明度（ ）／彩度（ ）			
			許可等を取得する他法令の名称					
			(2)工作物の建設等	内 容	新設・増築・改築・移転、外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）			
種 類								
区 分	届出部分	既存部分		合 計				
敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>				
高 さ	m	m		m				
色 彩	色相（ ）／明度（ ）／彩度（ ）							
許可等を取得する他法令の名称								
(3)開発行為	開 発 面 積	擁壁又は法面の高さ及び長さ						
	m <sup>2</sup>	高さ	m	長さ	m			
	許可等を取得する他法令の名称							

(裏)

3 その他の参考事項				
4 景観形成のために特に配慮した事項				
5 行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
6 届出内容の照会先	住 所			
	氏 名		電話	( ) -
※受付欄				
※ 処理年月日	景観形成基準 適合通知	勸 告	公 表	変 更 命 令
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

備考

- 1 届出者が法人又は団体の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者名を記入してください。
- 2 該当する口にレ印を付けてください。また、該当する内容に○印を付けてください。
- 3 ※欄は、記入しないでください。

様式第2号（第5条関係）

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

（宛先）白山市長

届出者 住 所  
氏 名  
電話番号

景観法第16条第2項の規定により関係図書を添えて届け出ます。

1 景観計画区域内における行為の届出書受付番号		年 月 日 第 号		
2 行為の場所	地名及び地番	白山市		
	地域の別	<input type="checkbox"/> 重要地域（ <input type="checkbox"/> 特別地域）（ ） <input type="checkbox"/> 重点地区（ ）		
3 設計又は施行方法の変更の概要	変更前		変更後	
4 変更理由				
※受付欄				
※ 処理年月日	景観形成基準 適合通知	勸 告	公 表	変更命令
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

備考

- 届出者が法人又は団体の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者名を記入してください。
- 該当する□にレ印を付けてください。また、該当する内容に○印を付けてください。
- ※欄は、記入しないでください。

様式第3号（第5条関係）

（表）

景観計画区域内における行為の通知書

年 月 日

（宛先）白山市長

通知者 住 所  
氏 名  
電話番号

白山市景観条例第12条第2項後段の規定により関係図書を添えて通知します。

1	行為の場所	地名及び地番	白山市					
		地域の別	<input type="checkbox"/> 重要地域（ <input type="checkbox"/> 特別地域）（ ） <input type="checkbox"/> 重点地区（ ）					
2	通知対象行為の種類及び設計又は施行方法	(1)建築物の建築等	内 容	新築・増築・改築・移転、外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）				
			用 途					
			区 分	届出部分	既存部分	合 計		
			敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
			建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
			延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
			外観面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
			高 さ	m	m	m		
			色 彩	外 観	色相（ ）／明度（ ）／彩度（ ）			
				屋 根	色相（ ）／明度（ ）／彩度（ ）			
			許可等を取得する他法令の名称					
			(2)工作物の建設等	内 容	新設・増築・改築・移転、外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）			
				種 類				
区 分	通知部分	既存部分		合 計				
敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>				
高 さ	m	m		m				
色 彩	色相（ ）／明度（ ）／彩度（ ）							
許可等を取得する他法令の名称								
(3)開発行為	開 発 面 積	擁壁又は法面の高さ及び長さ						
	m <sup>2</sup>	高さ	m	長さ	m			
	許可等を取得する他法令の名称							

(裏)

3 その他の参考事項								
4 景観形成のために特に配慮した事項								
5 行為の期間	着手予定日	年	月	日	完了予定日	年	月	日
6 通知内容の照会先	住 所							
	氏 名		電話	( )	—			
※受付欄								

備考

- 1 該当する□にレ印を付けてください。また、該当する内容に○印を付けてください。
- 2 ※欄は、記入しないでください。

## 景観形成基準チェックシート（建築物・工作物）

届出者	
行為の場所	
周辺景観の特性	

（○は重要地域で追加する基準、◎は特別地域で追加する基準）

項目	景観形成基準	配慮・措置の内容	※適否
位置 ・ 規模	● 道路等の公共施設に接する敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間を創出するよう配慮する。		
	● 敷地が角地となる場合は、隅切りや低木の植栽などにより、角部分にゆとりを持つよう配慮する。		
	● 敷地に付属建築物、工作物、屋外駐車場などを設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等と調和するよう配慮する。		
	● 鉄塔などを設置する場合は、自然林などで隠される場所の選定や生垣・中高木の植栽により景観を保全するよう配慮する。		
	● 鉄塔などを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう配慮する。		
	● 鉄塔などを設置する場合は、必要な理由を明確に説明できる場所を基本とする。		
	○ 優れた自然景観を背景とする敷地については、眺望点からの景観を損なうことのないよう、眺望に配慮した位置とする。		
	○ 敷地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とする。		
	○ 調和のとれたまちなみの連続性又は統一性が尊重されている地区においては、道路側の壁面位置や外観をできる限りそろえるなど、良好なまちなみ景観を形成するよう配慮する。		
	○ 山並みや海岸線など、自然の風景を広範囲に遮らないような位置・高さとする。		
◎ 隣接する空閑地（オープンスペース）との連続性を確保し、一体的な空間を確保するよう配慮する。			

項目	景観形成基準	配慮・措置の内容	※適否
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鉄塔などを設置する場合は、既設建築物の利用、隣接地の利用、または法面を利用し柱部の高さを抑え、景観影響が小さくなるよう配慮する。</li> </ul>		
	◎ 田園、市街地景観エリアでは、周辺環境から突出しない高さとする。		
	◎ 優れた自然などの眺望景観を阻害しない高さとする。		
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市街地景観エリアにおいては、魅力ある都市景観を創出するよう配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 長大な壁面はできる限り避け、分節したり陰影をつけるなど、周囲へ圧迫感を与えないよう配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外壁及び屋上に設ける設備は、露出しないように努め、当該建築物との一体性を確保するよう配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋外階段、ベランダ等は本体建築物と一体化するなど、違和感のない、まとまりのある形態とするよう配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ベランダ等は、洗濯物が外部から直接見えにくい形態意匠とするよう配慮する。</li> </ul>		
	○ 自然景観の優れた場所では、自然景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。		
	○ 地域の個性、伝統を活かした形態意匠とするよう配慮する。		
	○ 地域のランドマークとなる建物は、個性的で親しみと風格を感じさせるよう配慮する。		
○ 山間地、田園景観エリアにおいて勾配屋根とするなど、周囲と調和のとれた形態とするよう配慮する。			
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避けて、周囲の景観と調和するよう配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地内の屋外設備、工作物及び附帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周囲と調和するよう配慮する。</li> </ul>		
	○ 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。		
	○ 地域になじんだ色彩等がある場合には、地域にふさわしい色調となるよう配慮する。		
	○ 優れた自然景観の中では、自然の色彩と調和するよう配慮する。		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（い）欄のとおりとする。</li> </ul>		
	◎ 建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（ろ）欄のとおりとする。		

項目	景観形成基準	配慮・措置の内容	※適否
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周辺景観と調和した材料を使用するよう配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料を使用するよう配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観と調和するよう配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用するよう配慮する。</li> </ul>		
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地内は、できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生垣を基本とし、植栽するよう配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地内の緑化に努め、建築物等による圧迫感及び突出感を和らげるよう配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域になじんだ樹木がある場合には、できる限りその樹種を選んで植栽するよう配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の環境に適した在来種を選定するなど、周辺の植生と調和するよう配慮する。</li> </ul>		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、その周囲は、生垣などを設けて植栽するよう配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 共同のごみ置場は、植栽などにより道路から直接見通せないよう配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行為の実施期間中は、地域周囲の緑化や工事堀などによる修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮蔽に努める。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。</li> </ul>		

備考

1. 配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。



## 景観形成基準チェックシート（開発行為）

届出者	
行為の場所	
周辺景観の 特性	

項目	景観形成基準	配慮・措置の内容	※適否
盛土 ・ 切土	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸線や山並みを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然など既存の地形を活かした計画となるよう配慮する。</li> </ul>		
のり面	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模なおり面が生じないよう配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観と調和するよう配慮する。</li> </ul>		
植栽等	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観に配慮した植栽計画とする。</li> </ul>		

### 備考

1. 配慮・措置の内容については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。

**6****お問い合わせ・事前相談先**

---

届出等に関するお問い合わせ、事前相談は下記にお願いします。

**■計画に関するお問い合わせ、事前相談**

担 当 課	白山市建設部都市計画課
所 在 地	〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地
電 話 番 号	076-274-9558
F A X 番 号	076-274-4188
電子メール	<a href="mailto:keikaku@city.hakusan.lg.jp">keikaku@city.hakusan.lg.jp</a>